

定 款

株式会社 開業ドットコム

平成 年 月 日作成
平成 年 月 日公証人認証
平成 年 月 日会社成立

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 **開業ドットコム**と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 **会計業務**
- 2 **起業に関するコンサルティング**
- 3 **インターネットを利用した通信販売**
- 4 **インターネットを利用した各種情報提供サービス**
- 5 **前各号に関する一切の事業**

(本店の所在地)

第3条 当社は、**名古屋市中区**に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、**800株**とする。

(発行する株式の内容)

第6条 当社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、当社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。

(株券)

第7条 当社は、株券を発行しない。

(株主名簿記載請求)

第8条 当社の株式を取得した者は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその一般承継人と共同して、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求できる。ただし、法令の定めるところにより、株式を取得した者が単独で請求できる場合には、この限りでない。

(質権の登録)

第9条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示の記載を請求するには、当社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。登録の変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
2 前項のほか、株主又は登録質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要がある場合には、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録された株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて取締役会の決議あるいは株主の請求により随時これを招集する。

2 株主総会は当社本店所在地又はこれに隣接する地又は株主全員が合意したその他の地において開催する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は社長がこれを招集し、その議長となる。

但し、社長に支障があるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。

但し、代理人は株主である事を要しない。

第4章 取締役、監査役及び取締役会

(取締役会設置会社)

第17条 当社には取締役会を置き、取締役は3名以上とする。

(監査役設置会社)

第18条 当社には監査役を置き、監査役は1名以上とする。

2 当社の監査役は、監査の範囲を会計に関するものに限定する。

(選任)

第19条 取締役及び監査役は、株主総会において選任する。取締役及び監査役の選任決議については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。ただし、取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、就任後10年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。

2 監査役の任期は、就任後10年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。

3 任期満了前に退任した取締役又は監査役の補欠として選任された取締役又は監査役の任期は、前任者の残任期間とする。増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期が満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役及び社長並びにその他の役付取締役は、取締役会において選任する。

(招集権者)

- 第22条 取締役会は、社長が招集する。社長が招集できないときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、少なくとも会日の3日前にこれを発する。但し、緊急の必要があるときは、取締役全員の同意書をもって、これを短縮することができる。
 - 3 取締役全員の同意あるときは、取締役会招集の手続はこれを省略することができる。

(議長)

- 第23条 取締役会の議長は、社長がこれにあたる。
但し、社長に支障あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(決議の要件)

- 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを決する。

第5章 計 算

(事業年度)

- 第25条 当会社の事業年度は、毎年 4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(利益配当金)

- 第26条 利益配当金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に支払う。
- 2 利益配当金は利息をつけない。
 - 3 利益配当金は、支払提供の日から満3年以内に受領されないときは、当会社は支払の義務をまぬがれるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式及び設立に際して出資される財産の価額)

- 第27条 当会社の設立に際して発行する株式は、100株とし、その発行価額は、1株につき 50,000円とする。
- 2 当会社の設立に際して出資される財産の価額は 500万円とする。

(最初の事業年度)

- 第28条 当会社の最初の事業年度は、当会社の設立の日から 平成19年3月31日までとする

(発起人の氏名及び住所)

- 第29条 当会社の発起人の氏名及び住所並びにその引受株式数は、次のとおりである。

氏名及び住所	引受株数
名古屋市中区～1丁目1番1号 発起人 開業 太郎	70 株
名古屋市中区～2丁目2番2号 発起人 開業 次郎	30 株

以上、株式会社開業ドットコムを設立するため、この定款を作成し、発起人がこれに記名押印する。

平成18年6月2日

発起人 開業 太郎 印

発起人 開業 次郎 印